令和4年6月分(10月支給分）から児童手当制度が一部変更されます。

大切な２つのお知らせです。必ずご確認ください！！

1　特例給付の支給に所得上限額が設けられます。

⇒所得額により支給対象外となる場合があります。

⇒支給対象外となった方には、区独自制度の次世代育成手当として児童１人につき月額5,000円（特例給付と同額）を支給します。

2　現況届の提出が不要になります。

⇒毎年6月に提出していた現況届が不要になります。

※提出が必要な一部の受給者については、裏面２（１）をご確認ください。必要な方には、個別に通知します。

○上記変更事項の詳細について

1　所得上限額について

令和４年６月分（10月支給分）から、児童を養育している方の所得が下表の所得上限額以上の場合、支給される手当が国制度の児童手当（特例給付を含む。以下同じ。）から区独自制度の次世代育成手当に切り替わります。

※　本区から児童手当を受給している場合、次世代育成手当の申請は不要です。

※　次世代育成手当については、９月頃に認定通知書等をお送りします。

※　児童手当が支給されなくなったあとに所得が下表の所得上限額を下回った場合、改めて認定請求書の提出等が必要となりますので、ご注意ください。

	所得上限額	
扶養親族等の数 （カッコ内は例）	所得額 （万円）	収入額の目安 （万円）
0人 （前年末に児童が生まれていない場合 等）	858	1071
1人 （児童１人の場合 等）	896	1124
2人 （児童１人 ＋ 年収103万円以下の配偶者の場合 等）	934	1162
3人 （児童２人 ＋ 年収103万円以下の配偶者の場合 等）	972	1200
4人 （児童３人 ＋ 年収103万円以下の配偶者の場合 等）	1010	1238
5人 （児童４人 ＋ 年収103万円以下の配偶者の場合 等）	1048	1276

※　扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族（里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除きます。以下、「扶養親族等」といいます。）並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数をいいます。限度額（所得額ベース）は、扶養親族等の数に応じて、１人につき３８万円（扶養親族等が同一生計配偶者（７０歳以上の者に限ります。）又は老人扶養親族であるときは４４万円）を加算した額となります。

※　「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得制限を確認します。

※　所得上限額未満の方は、これまでと変わりません。

裏面に続きます。
必ずご確認ください！

２　現況届の省略について

（１）千代田区では、令和４年現況届から、受給者の現況を公簿等で確認できる場合は現況届の提出を不要とします。

※ただし以下の方は、引き続き現況届の提出が必要です。（個別に通知します。）

①配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が実際と異なる方
②支給要件児童の戸籍や住民票がない方
③離婚協議中で配偶者と別居されている方
④法人である未成年後見人、施設等の受給者の方
⑤その他、千代田区から提出の案内があった方

（２）以下の変更事項があったときは千代田区に届け出てください。

①児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる児童がいなくなったとき
②受給者や配偶者、児童の住所が変わったとき（他の区市町村や海外への転出を含む）
③受給者や配偶者、児童の氏名が変わったとき
④一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき、または児童を養育していた配偶者がいなくなったとき
⑤受給者の加入する年金が変わったとき（受給者が公務員になったときを含む）
⑥離婚協議中の受給者が離婚をしたとき
⑦国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受けるとき

公務員の方へ！！

公務員の場合は、勤務先から児童手当が支給されます。
以下の場合は、その翌日から**15日以内**に現住所の市区町村と勤務先に届出・申請をしてください。
○公務員になった場合
○退職等により、公務員でなくなった場合
○公務員ではあるが、勤務先の官署に変更がある場合
※申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

お問い合わせは

千代田区役所　子育て推進課　手当・医療係
電話：０３（５２１１）４２３０